

ご利用のお客さまへ

## 「緊急事態宣言」解除に伴う 定期乗車券の払い戻しについて(更新)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「緊急事態宣言」発出期間中（2020年4月7日～5月21日）に、外出自粛要請による、通勤や通学を取りやめたお客さまで、以下の条件に該当される場合は、特例により手数料を収受し払いもどしさせていただきます。

### 1. 払いもどし条件

- (1) 緊急事態宣言に伴う外出自粛要請を事由とする払いもどしであること
- (2) 緊急事態措置期間（2020年4月7日～5月21日）を有効期間に含む定期乗車券であること
- (3) 最終利用日が、緊急事態措置期間（2020年4月7日～5月21日）であること  
※緊急事態措置期間は、大阪府内の発出期間中を基準といたします。

### 2. 対象乗車券・払いもどし方法

- (1) 通勤定期乗車券及び通学定期乗車券（大学生および専門学校生を含む。）  
お申し出日に関わらず、緊急事態措置期間（2020年4月7日～5月21日）の申告日を最終利用日とし、一ヶ月単位にて払いもどしをさせていただきます。  
※なお、最終利用日の翌日から有効期間満了日まで一ヶ月以上の期間がない場合や、一ヶ月の定期券で通用開始日から8日以上経過した定期乗車券は払いもどし額がございませんのでご了承ください。

### 3. 取扱期間

2020年4月8日から6月30日まで  
※状況により終了日を変更する場合がございます。

### 4. その他

詳しくは貝塚駅、水間観音駅窓口にてお問い合わせください。

水間鉄道株式会社